

女性検事が見る真実

捜査官へのヒントその⑥

アジ研あれこれ

— 各国の刑事司法制度



松木麗

平成五年から八年までの三年間、国連アジア極東犯罪防止研修所（在府中市）で教官をしていた。略してアジ研と言ふと知名度の高いアジア経済研究所（在市ヶ谷、外務省）と間違われてちよつと悲しいのだが、こちらのアジ研は法務省管轄である。縦割り行政の弊害か、警察官の教官がおらず、それがいつも警察官の研修生から出される不満の一位となっている。

アジ研は、アジアその他発展途上国の刑事司法関係者——裁判官、検察官、警察官、矯正職員など——の研修所である。費用はODA予算、つまり日本国際開発事業団が年間四〇〇以上実施する国際研修の三つ（春、秋、冬と年

に三回実施するので）である。警察にも国際捜査研修所があるが、研修生の職域が広いのがアジ研だと考えてくれればいいかと思う。

研修には日本人の同業者も参加し、附属の寮に寝泊まりして三か月（冬は一か月）を共に過ごす。これが、生きた日本人と日本が学べると、外国人研修生に人気が高い。もちろん、日本人研修生にも、である。同じ釜の飯を食って生活すれば家族のようなもの。別れるときは、涙、涙のシーンとなる。教官になる五年前、私はその研修生だった。

一五か国もの人たちと身近に暮らししたのは初めてのこと。毎日がこれ、発

見の連続だった。

まず、驚かされたのがイスラムである。豚を食べないのは知っていたが、礼拝が何よりも優先し、そのために待ち合わせの時間に遅れても平然としている。母国で飲めない酒が外国ではOKのほうはないのに、いたってルーズなのが多い。反面、妻は四人までOKのほうだが、タンザニアの元大臣が二人、それ以外の五人はすべて一人だった。以後、教官時代に多くのイスラムを知ったが、ほとんどが一人である。

次に、驚かされたのは検察官の役割である。日本の刑事司法制度はドイツに倣ったが、そこでの起訴法定主義を日本は便宜主義に発展させた。だから、世界的に見ても日本ほど検察官の権限が強い国はないのではと思つてはいたが、実際はそんな生やさしいものではなかったのだ。なんと多くの国では、検察官は公訴官でしかない。つまり、起訴をして公判に立ち会うが、捜査権がないのである。

それ以上にすごいのはイギリスである。ここでは起訴も警察官がする。一九八六年に全国組織である検察庁ができ、起訴「後」に取り消せるようになったくらいで、イギリスの元植民地国はすべて検察の力がとても弱いのである。いや、彼らに言わせれば、日本の検察が強すぎるのである。独自捜査までできて、起訴は独占、おまけに起訴猶予にできて、それをチェックするのが「検察審査会」、それが何の強制権限もないとあつては、「汚職をどうやって防止するの？」の質問の山。収賄は絶対に起きないと言ひ切れるが、その理由を彼らに納得させるように説明するのはなかなか難しい。

「他に検察の力が強い国は？」の答えは「韓国」。日本よりはるかに強い検察である。日本の戦前と同じで、警察は検察官の補助でしかない。令状は請求できないし、汚職が多いから、麻薬や組織犯罪も扱えない。そういう捜査はすべて検察の専権である。結果とし

て、多忙を極める韓国の検察官は、日本の検察と警察の協力関係が実に羨ましいようである。


日本の無罪率の「異常な」低さに、彼らは、それでは裁判所は要らないではないかとあきれられるが、この率が、警察・検察による起訴前の徹底した捜査と切つても切り離せない関係にあるのはいうまでもない。

加えて、英法系の国には「治安判事」がいる。法曹ではない素人裁判官。被告人は逮捕後治安判事裁判所に連れて行かれ、そこで保釈の可否を決定される。また、一部重罪を除いた刑事事件のほとんど（イギリスで九五パーセント）がそこで裁かれるが、法律的なことは法曹である書記官のアドバイスが受けられる。一方、重罪を審理する刑事裁判所の裁判官は法曹だが、英米での事実認定は、ご存じ陪審員の専権である。裁判官の仕事は陪審員への説示と判決の言渡し。その判決も、日本のように法定刑が広くないから、裁量の

余地もそれほどない。

つまり、英米では、裁判における事実認定は素人の仕事なのである。日本でも時に、陪審制度復活の声が挙がることがあるが、正直言つてそれが日本の文化や日本人の感性に馴染むとは思えない。そういう背景と切り離してただ一部だけを他国から借りてきても、定着するはずはないと思える。

アジ研に勤務したお陰で、他国を知り、日本のことがよりはつきりと見えてきた。いづれゆつくりと本にしたいと思つているが、これから数回にわたつて、こういうことを考えてみたいと思う。



著者略歴
現職検事。五五年生まれ。神戸大学卒業。八〇年、司法試験合格。八三年、検事任官。九二年、推理小説「恋文」で横溝正史賞受賞。著書には「紫陽花の花のごとくに」、「事件が語る、生と死」、「少年被疑者」、「女と男」の検事調査」がある。

女性検事が見る真実

捜査官へのヒントその①

アジ研あれこれ

—イスラム概観

松木 麗



東京拘置所からイラン人七人が集団脱走したのは二年前である。漏れ聞くところでは、捕まった彼ら、「アラブが私をお導きくださった」云々と反省のかけらもなかつたとか。それが中国人と並んで何かとお騒がせのイラン人のだから、イスラムっていうのは、と眉をそぼだてたくもなるだろう。

実際、イスラム（これだけでイスラム教、イスラム教国等、様々な意味を持つ）は他の宗教とはどこか異質である。世界の民俗宗教紛争の火種は大抵イスラムだし、イスラム原理主義過激派によるテロが横行。女性の真っ黒な服装、男女の隔離、ラマダン（断食月）、

豚と酒が駄目、日に五回の礼拝、メッカへの巡礼、妻は四人まで可、厳しい刑罰等々。コーラン（神の啓示）がムスリム（イスラム信徒）の生活全般を規律する、それは生活そのものの宗教なのである。

来日外国人が増えるにつれ、私たちがムスリムに接する機会も増えた。もちろんそこは同じ人間だから情は通じるし、理を尽くせば分かってもくれるだろう。粘り強く誠意をもって向き合う捜査の基本は同じだが、「敵を知る」ためには彼らの核をなすイスラムについて知識を持つておいたほうがいいと思う。

まず、唯一絶対神であるアラブとは

どんな神か。知って驚いた。えつ、ユダヤ教、キリスト教の神と同じなの!? つまり、創造主である神を英語でゴッド、アラビア語でアラブというのである。そもそもアラビア語で「従順、帰依、平和」を意味するもの、それがイスラムである。人類の父祖である最初の預言者（神の言葉を預かった人）アダム以降、ノア、アブラハム、ヤコブ、モーゼ（ユダヤ教）、キリスト（キリスト教）が現れ、「最後の預言者」ムハンマドが神の言葉（啓示）を集大成したとイスラムは考える。

故に、前二つの啓示宗教より優れているのは自明なのだ。その最たるものが「平等」である。選民意識のユダヤ教とも、宣教師や牧師を神との間に介在させるキリスト教とも違い、イスラムでは誰もが神の前に平等である。そしてそれこそが、七世紀に誕生後、宣教師もいないのにアジアやアフリカにまで広くイスラムが普及しえた理由だ

という。今や信徒はキリスト教に次ぐ一〇億人以上、移民の増えたヨーロッパ諸国では、このままでは自国はイスラムになると憂える声もよく聞かれる。戒律が厳しいのに増え続けるのは、それぞれの戒律に合理的な理由があるからである。

例えば、断食は、人間の本能である食欲にさえ負けないことによつて、あらゆる欲望に負けないようにする修行であり、富者にとっては貧者の苦しみを知る機会となる。妊婦や育ち盛りの子供、病人、高齢者などは断食を免除され、旅行者は帰つてから実行すればいいのだという。また、女性は美しいものを見せないこと（コーランには肌を見せるなどは書いていない）、男が誘惑に屈したり、自らが危険な目に遭うことを予防しようとするのだそうである。つまり、イスラムは人間の性を弱いものだと考える宗教である。キリスト教の性悪説に対する性弱説といえようか。

複数の妻は、戦争で未亡人・遺児が増えたための救済で、一種の社会保障として始まった。ただし、どの妻も平等に愛し扱えれば、という条件付だから、神ならぬ身では難しく、結果、ほとんどのムスリムは妻一人である。性に厳格で婚前交渉も不倫もタブー。違反には厳しい刑罰が科されるから、海外に出たときにこれぞとばかり羽を伸ばすのである。酒についても同じ。アジ研でも酒を飲むのが多くて、人間は皆同じ。性は弱いものだ実感させられた。

また、一口にイスラムといっても、国や宗派によつて厳格さは大きく違う。サウジアラビアを最硬派として、最軟派は政教分離をしたトルコ。多くはその間に位置している。

ところで、パキスタンの警察官が教えてくれた小咄がある。「日本人がこの仏像はいつてきたのかと聞く。警察に連れて行こう。そうしたら仏像が口を利くだろう。」

それほど警察での拷問がすごいそうである。職権濫用や収賄は日常茶飯事。警察は権力と組み、権力者の擁護のために働く。弱者の権利は徹底的に無視され、法律は一部特権階級の権利を守るためにある。こういう国は、イスラムに限らず珍しくない。不法に他国に入り、あまつさえ犯罪に手を染める連中が本国で恵まれた境遇にあつたはずはなく、そういう連中が権力、警察、法律というものにどのような感情を持っているか、想像するのは容易である。それにしても、と思う。最近の日本は暗いニュースばかりで、人心は荒廃の一途ではないかと。戦後豊かさとして便利さを追い求める過程で多くのものを失ってきた。空虚と孤独に苛まれ、新興宗教にすがろうとする人がたくさんいる。心の支えが宗教であるかどうかは別として、何かを核として持たなければ生きていけない時代になつてきたのかもしれない。

女性検事が見る眞実 捜査官へのヒント

警察と検察の関係

松木 麗



普通の地検の普通の検事にとって、
いちばん重要な外部の機関といえば、
それはもちろん警察である。

独自捜査はめつたになく、事件のほとんども警察送致事件だから、警察とのコミュニケーションが悪くては仕事はできない。幸い八年間の検事時代はいい思い出ばかりである。中でも、職務熱心な警察官と一緒に仕事をするのは嬉しかった。

例えば、ノートを片手にやる気満々の某捜査二課係長が言う。「検事さんの担当になって皆喜んでます。ものすごく悪い奴ですから徹底的にやりましょう。補充捜査、何でも指示してください」。その言葉どおり、指示はいつも

的確に受け取ってくれ、結果はすぐに戻ってきた。がぜんこちら熱心になる。協力していい捜査ができたという思いは何よりの財産である。

そういう協力友好関係にある警察と検察だが、役割と権限が違うのだから「視点」が異なるのは当たり前である。検察官の頭にあるのは、「公判を睨んだ捜査」である。「有罪」はもちろん、情状も含めて適正な量刑を取ることである。

実は、担当警察官と話していて、「証拠」にないことを確定した事実のようによく言われて、えつとなつたことが何度もある。問いただすと、「情報」だった「常識」だったり。あるいは「捜査

報告書に書きましたけど……」(似たようなことが、新米検察官と決裁官の間にも起こるはず)。「はあ、それでは公判の証拠にはなりませんねえ」で、やはり補充捜査をやってもらわねばならないのである。適正な刑事司法を実現するためには、究極、有罪プラス適正な量刑を得なければならぬ。だから常に自問している。——これだけの証拠で十分か。足りない証拠は。この証拠が不同意になればどうするか。この

書証は裁判所に提出できるか、等々。「精密司法」の我が国で、公判維持は難事である。論より証拠、百聞は一見にしかず。関わった事件の傍聴をぜひお勧めしたい。それでも検察官に疑問があれば、遠慮なく尋ねるべきだと思う。協力して一つの事件を捜査する者同士、ある意味では夫婦のようなもの。互いに不信感を抱きつつ黙っていても決していい関係は築けないと思うのである。

二月号にも少し書いたが、こういった警察と検察の協力友好関係を、韓国

の検事たちがひどくうらやましがってられる。かの国では、司法警察員は検察官の補助者にすぎず(日本の戦前と同じ)、自分たちの事件ではないから、被疑者を逮捕して事件を検察に送致した後は知らん顔だという。警察の汚職を怖れて、組織犯罪や薬物犯罪も検察庁の一手引き受け。また、警察の拷問は世間に広く認知されていて、被告人が警察官に暴力を振るわれたと法廷で述べるだけで供述調書の証拠能力が飛ぶとあっては(刑事訴訟法)、検察官は何でもかんでも調書を取らざるを得ず、結果彼らは、超多忙の身を嘆いている

そうである。
また、世界の多くの国では検察に捜査権がなく、特に警察が公訴権さえ握っている国(イギリス法系の国など)の警察官には日本のシステムは不満のようだが、それでも感心してくれることが一つだけある。我が検察庁の係制度で、法律家の意見を気楽に聴けるのはいいそうである。

この「事件相談」もたくさん受けた。出来立てほやほやの法律で摘発したときもあるし、県下で初めて、あるいは日本でまず前例がないという事件をやつたこともある。だれも彼もこちらの頭が下がるほど熱心で、本当にいい勉強になったと思う。相談を受ける検察官としては、「事件の筋」を読み、いい事件は徹底的に捜査し、悪い事件は最初からやめるべきではないか。貴重な時間とエネルギーは、起訴する事件にこそかけるべきだからである。

翻つて、元来浮気性の私が八年間おむねやる気でおれたのも、送致する警察がやる気で行ってくれたからだろうと思うのである。たまにそうでない場合、例えば、夜遅くまで身柄を取り調べ、さあ補充捜査を指示しようという電話したら、皆帰っていてがっかりしたというようなこともあったが、結局、皆人間なのである。医者だって、自身治したいと願う患者に尽くすだろうし、立会検事に熱意があればこそ裁判官も

熱心に聴いてくれる。捜査官にやる気があればこそ、口を割らない被疑者が自白しもある。世の中には色々な立場なり関係があるが、結局のところ根はそういう単純なものではないかと思うのである。

相手は何を願っているか。自分が相手なら自分にどうしてほしいと思うか。視点を相手に置くと、今まで見えなかったものがぐつきりと見えてくることがある。相手に不満を抱くのは簡単だが、もしかしら当の相手は自分の正直な姿をそのまま映し出した鏡なのかもしれないのである。

今春地検に戻る。実に七年ぶりである。



著者略歴
現職検事。五十五年
生まれ、神戸大学

卒業、八〇年、司法試験合格。八三年、検察官。
九二年に純粋正史賞を受賞した推理小説「窓文」が四月下旬に文庫化される予定(角川文庫)。他に「紫陽花のごとくに」事件が語る「生と死」、ベス・トセラリとなつた少年被疑者、エッセイ集「女と男の検事調査」がある。

女性検事が見る真実 捜査官へのヒントその⑨

素人の目



松木麗

法廷ものを書きませんか、とよく言われる。アメリカのものは面白いのに、あれだけのものがなぜ日本にはないのか、現職検事なら書けるのではないかと。

確かに、法廷は実体験済みである。だが、だからといってアメリカのようなスリリングなミステリーを書けるかと言うと、話は別である。とにかく刑事司法制度がまったく違う。英米では取調べはほとんどしないし、捜査も大ざっぱ。動機など判然としないまま、大風呂敷のような訴因での起訴。その起訴は、五一パーセントの有罪見込みで足りるときは、裁判で何が起こつ

になるのかと言えば、答えはやはりノーである。ことに忙しい人ほど避けたがるのは当たり前。だが、イギリスの検事ですら、陪審制は自分たちの「権利」なのだという。権力は何をするか分からないという不信を抱く国では、民衆は裁く権利を自分たちに保持しておきたいのではないか。従来「お上」に従順な日本人には陪審制は根づかなかつたのだろうが、いずれそのうち不信感が高まれば、復活を望む声が高まるとも限らないと思うのである。

しかし、陪審員になるのとはちがく、被告人になつて素人に裁かれるのはそれほど嫌なことだろうか。職業裁判官は選ばれた確かな人だろうが、くじで選ばれる素人だとどんな変なのに当たるかもしれないとおそれはあるだろう。だが、どうだろうか。常識のない職業裁判官と常識のある素人だったら、どちらの方が裁判官としてふさわしいだろうか。どちらの方に裁いて

ても不思議ではないのである。書証は使わずに証人だから、検察・弁護側双方が次々と証人を繰り出し、あつという新事実が出てくるわ、挙げ句はアリバイや真犯人の登場だって、驚くには当たらない。その傍らで半数の被告人は終始無言。被告人も陳述する以上証人となつて偽証罪の対象となるからである。

片や、一〇日ないし二〇日間の慎重な捜査を尽くし、有罪を確信しなければ起訴をしない国では、裁判にはらばらどきどき、あつという証人やどんでん返しなど、起こらないのが当たり前なのである。そして、そういう実務を

もらいたいかと尋ねれば、おそらく皆が皆後者を選ぶのではあるまいか。

彼は本当にその犯罪をやつたのか。やつたとすれば、何のために。そうした一連の事実を判断するのに必要なのは、どれだけ巧みな嘘も瞬時に見通してしまふ「閻魔様の鏡」である。人間がその鏡に近づぐために必要なのは、まず常識であり、社会事象への知識であり、人間を見る目、そして虚実を見極める力なのではあるまいか。そういう一連の事実を確定して初めて、人間が作つた法律の出番がある。事実を法律に当てはめるのであつて、法律に事実を当てはめるのではないのである。

ある共犯事件で、被疑者の供述する内容が警察で取られた調書の内容と明らかに違つていた。問うと、警察でも同じことを言つたという。承継犯だったが、彼の言うとおりでと被疑事実を書くのがとても面倒になるのだ。つまり、それをしよつた。実際、共犯事

熟知する現職検事が、現実を無視して奇想天外な話を作つていいはずはなし。加えて、アメリカには陪審制がある。今や世界の八割の陪審裁判がアメリカで行われているという。職業裁判官と素人がともに事実認定に携わる参審制（フランスやドイツなど）とは違い、ここでの事実認定は陪審員の専権である。一二人の素人相手に、検察官は有罪を、弁護士は無罪を主張し、かつ説得しなければならぬのだから、それぞれ弁論術の限りを尽くし、派手なパフォーマンスを繰り広げる気にもなるうというものである。

日本でも昭和三年に陪審制が施行されたが、うまく機能しなかつたらしく、昭和一八年に停止になつたままである。日本では、被告人になつて素人に裁かれるのには抵抗があるのかもしれない。反対に、陪審員に選ばれて人を裁くにも抵抗があるのではと思う。

だが、英米の人たちが喜んで陪審員

件や犯行途中で新たな故意が生じるときなど、非常に込み入ってくるから、犯人を間違つたわけではなし、それくらいいいだろうと思うのかもしれない。すつきりした「事実」には誰もがほつとするが、事実はもともと、我々が被疑事実を書きやすいように起こつてくれるものではない。

なまじつか法律の知識を持ち、経験によつて先入観ができてしまうと、かえつて真実を見誤ることもあるのではと思う。様々な証拠から犯人を割り出していく作業でも、行き詰まつたときふと素人の目で考えたと光明が見えてくることもあるかもしれない。人間の行動や心の動きでも、案外に素人の目の方が真実を見通すことができるかもしれないのである。

素人の目——それを常に感じていることこそが、その道のプロであると同時に良き常識人でありつづける秘訣かもしれない。

女性検事が見る真実 捜査官へのヒント⑩



を転々と変え、検察庁の出頭要請にもなかなか応じない「強者」だったから、逮捕すればよかったと思うのだが、在宅起訴である。現れたのは一見して水商売風、長い茶髪にミニスカート、ハイヒール。

さて、彼女はなぜ、妹の運転免許証を

持っていたのか。妹の調書にはこうある。「母の入院で実家に行ったとき、バッグから運転免許証だけがなくなっていたが、盗られたと思った。紛失届を出したが、罰金を払えという通知が来てびつくりした。違反場所が赤坂だったから、もしかして姉かとも思い尋ねたら、なんで私が知ってるのと言われた。被告人はすぐに罰金を払って事なきを得たが、二度目の通知に驚いた妹が訴え出て、犯行が発覚したのである。」

筋書きは明らかである。被告人は使えぬ運転免許証が欲しかった。だから手に入れ、常時携帯したばかりか、その免許証でサラ金から借用さえしている。

聞いている」と笑っていた。幸い私の答えはノーである。死刑・無期懲役を求刑する強盗殺人から、殺人、強姦、詐欺・横領、薬物、窃盗等多様な罪名を扱うし、また当世の常として多様な国籍があつて、こんがらがりがよいのである。

実に七年ぶりの法廷。初日から非常に印象深い「事件」があつた。事案自体は、無免許で息子の車を運転し、二度にわたる駐車違反の取調べの際、顔がよく似た妹の運転免許証を警察官に呈示し、交通切符を偽造したという簡単なものだったが。

五〇歳近いこの被告人、職場・居所

閑話(二月号以降のアジ研絡みの話) 休題。この春地検公判部の所属となり、ホットな話題が多々できたので。

手持ち事件は、きつちり数えたわけではないが、判決待ちを含めると、合議・単独事件合わせて四〇件といつたところだろうか。と言うと、友人知人が一様に驚きの声を挙げてくれる。そんなにも多くて、事件がこんがらがらないのかと。

新任検事だつた一五年前、麻薬係が身柄を三〇件も抱えていると聞いて驚き、同じ質問をしたことがある。答えはイエス。「ひどいときは、被疑者に、それでお前は何をやつたんだつて

だが、あくまでしゃあしやあとして

「実家に妹が忘れていったので、母親が返してくれと私に預けたんです」「じゃあ、なぜすぐに返さないの」と私。

「妹には預かっていると仰いました」「それで?」

「妹は私が持つていていいと言つてくれました」

裁判官が尋ねた。

「それでは、妹さんを共犯にしてしまふよ」

「……」

「もし出直すつもりなら、本当のことを言つたほうがいいよ」

「(弁護人をちらちら見ながら、消え入りそうな声で)……でも、本当のことなんです」

「……」

「尋常ではない厚かましさが、これくらいでいちいち驚いていては、作家はともかく、検事など続けてはいられない。だから、この事件が印象に残つたのは別の理由である。」

「辩护人」。国選の辩护人は、被告人のこの馬鹿な弁解を何とそのまま鵜呑みにしたのである! つまり、被告人は「たまたま預かつた免許証」を「たまたま運転中に持つていたので」「たまたま二度にわたつて警察官に見せた」「この間、数か月が経過している!」だから、「犯行は偶発的で情状は軽い」と弁論し、御丁寧に書面まで提出した。数え切れない弁解を見てきたが、ここの馬鹿な弁解を通し、「筋」を無視した弁護も珍しい。もちろんそれは、その弁護士が女性だからでも、まだ若い(三〇歳くらい?) せいでもないはずだ。

正しい弁護とは、被告人の弁解をただそのまま通すことでは決してない。そんな姿勢で裁判官を説得し、納得させられようはずはない。何よりそれは被告人自身のためにならない。被告人は、弁護士は自分を信じてくれたのに、

信しない裁判官や検事が悪いと、反省などするはずはないからである。

さて、一週間後の判決言渡しの日。

被告人は時間に現れず、「来ないんじゃないですか」と嫌みを言う私を前に彼女はおろおろ走り回る。二〇分遅れて現れた被告人、怒りを抑えた裁判官に遅刻の理由を尋ねられ、

「場所が分からなかったのです……」

「前に来た所ではないですか」

「……」

裁判官、用意したとおり執行猶予付きの判決を言い渡したあと、「あなたの規範意識の欠如は、こんな大事な時に遅れてくることから明らかだ」と訓辞を垂れたが、さて、その厚かましい頭にどこまで響いたことやら。

どんな事件にも「筋」がある。それを読み取るのは常識であり、人間を見る目である。学校や試験勉強がそれを養わないことに、私はちょっと暗澹とした気分になつてゐる。